

平成 31 年 4 月 11 日

## 適格消費者団体の認定の有効期間の更新について

下記の適格消費者団体につきまして、消費者契約法の規定に基づき、適格消費者団体として認定の有効期間の更新を認めましたので、お知らせします。

### 記

**団体名** 特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海  
(法人番号 6180005007083)

**理事長** 杉浦 市郎

**住 所** 名古屋市千種区内山三丁目 28 番 2 号

**差止請求関係業務を行う事務所の所在地**  
名古屋市千種区内山三丁目 28 番 2 号

**申請日** 平成 31 年 1 月 31 日

**目 的** この法人は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済のための活動を行い、不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図り、もって消費者の権利の保護・実現に寄与することを目的とする。  
(定款第 3 条)

**活動実績** 結婚式・披露宴運営事業者に対する差止請求(キャンセル時の違約金条項等)、ファンクラブ運営事業者に対する差止請求(全部免責条項等)等

**認定の有効期間の更新をした日** 平成 31 年 4 月 9 日  
(更新後の認定の有効期間は、平成 37 年 4 月 13 日まで)

以上

本件に関する問合せ先  
消費者庁消費者制度課  
TEL : 03(3507)8800 (代表)